
杏林堂クレジットポイント利用規約

第1条（本規約の目的）

杏林堂クレジットポイント利用規約（以下「本規約」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が株式会社杏林堂薬局（以下「杏林堂」といいます。）と提携して発行する「杏林堂・JCB カード」、「杏林堂・Visa カード」の2種類（以下総称して「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

- 1.本ポイントサービスは、会員の本カードによるカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社が杏林堂クレジットポイント（以下「本ポイント」といいます。）を会員に対し付与する制度です。
- 2.会員の本カード利用によるポイント付与は本ポイントのみとし、当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けることはできません。
- 3.会員が本ポイントサービス以外に当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けている場合であっても、当該サービス間のポイント付替・合算などはできません。

第3条（本ポイントの換算・付与）

- 1.当社は毎月の当社所定日に締め切られた新規のカード利用代金合計に応じて、100円（消費税を含みます。）につき1ポイントを会員に付与するものとします。（ただし、100円未満は切り捨てとします。）
- 2.前項の換算・付与には、Edy・nanaco・Kyash・WebMoney（au PAY のチャージを含みます。）・TOYOTA Wallet・スマイルマネー・交通系 IC（Suica・PASMO・ICOCA）・JALPay・ANAPay・FamiPay・WAON 等の電子マネーの各チャージ利用代金、カードショッピングの手数料、カードキャッシングの融資金及び利息、カード年会費、会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金、その他当社所定のカードショッピング利用代金及び手数料は含まないものとします。
- 3.本ポイント換算・付与の対象となるカードショッピング利用代金に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算または加算されます。
- 4.本ポイントにかかる付与ポイント数及び累計された有効ポイント数並びに有効期間等は、当社が会員に対して連絡するご利用代金明細書または当社がインターネット上で提供するジャックスインターコムクラブの「ご利用代金明細照会」により通知するものとします。

第4条（本ポイントの有効期間）

- 1.本ポイントの有効期間は各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して24ヶ月後の末日とします。
- 2.第1項に定める有効期間を経過した本ポイントは、会員に通知することなく順次失効するものとします。

第5条（本ポイントの引換条件）

- 1.本ポイントは、有効期間内累計ポイント数が500ポイント以上の場合、当社所定の申請方法により、100ポイント単位で杏林堂が運営・提供する株式会社杏林堂薬局ポイントカード（以下「杏林堂ポイントカード」といいます。）のポイント（以下「杏林堂ポイント」といいます。）に引換できるものとします。
- 2.前項に定める本ポイントと杏林堂ポイントの引換比率は、本ポイント1ポイントを杏林堂ポイント1ポイントとします。
- 3.本条第1項、第2項に定める引換は、本カードが機能を有する杏林堂ポイントカードの杏林堂ポイントのみとし、会員が別に杏林堂ポイントカードの発行を受けている場合であっても、当該ポイントカードの杏林堂ポイント

トに引換はできません。

4.本条第1項、第2項に定める引換は、杏林堂ポイントカード会員資格を有することを引換の条件とします。

5.当社は、引換条件を随時、任意に見直す権利を有します。本ポイントの引換条件は、杏林堂ホームページ、当社がインターネット上で提供するジャックスインターコムクラブの「ポイント引換受付画面」、その他杏林堂及び当社所定の方法による公表または会員への通知にてお知らせいたします。

6.本条第1項に定めるポイント引換の充当については、本ポイントの有効期限満了日が近いものから行うものとします。

第6条（公租公課）

本ポイントサービスにより引換を受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

第7条（権利の喪失およびサービス停止等）

1.会員が本カードの会員資格を喪失した場合、理由の如何を問わず既に付与されている本ポイントはすべて自動的に失効するものとし、本規約における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとします。

2.会員が次の各号に該当した場合、当社は会員に何らの通知なくして本ポイントサービスの権利を停止及び失効させることができるものとします。

(1)ジャックスカード会員規約、「杏林堂・JCB カード」「杏林堂・Visa カード」特約または本規約に違反し、または違反するおそれがある場合。

(2)違法行為または不正行為を行った場合。

(3)支払債務を延滞した場合。

(4)その他当社が相当と判断した場合。

第8条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第9条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、換算・付与、引換条件、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は当社において決定し会員はその決定に従うものとします。

第10条（本ポイントサービスの変更・中止・終了等）

1.当社は、やむをえない理由を除いて、相当の告知期間を設けて、本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとします。

2.前項により会員に生じた損害については、杏林堂並びに当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は、日本国の法令等が適用されるものとします。